

ID: 309

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 まちづくり課

処分の概要	行為の許可
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市風致地区内における建築等の規制に関する条例 第2条第1項
例 規 番 号	平成26年条例第41号
【根拠条文】 (許可を要する行為) 第2条 風致地区内において次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。 (1) 建築物その他の工作物(以下「建築物等」という。)の新築、改築、増築又は移転 (2) 建築物等の色彩の変更 (3) 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更 (4) 水面の埋立て又は干拓 (5) 木竹の伐採 (6) 土石類の採取 (7) 屋外における土石、廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第1項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。)又は再生資源(資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)第2条第4項に規定する再生資源をいう。以下同じ。)の堆積 2 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる行為で別表第1に掲げるものについては、同項の許可を受けることを要しない。 3 国、都道府県、市町村又は独立行政法人(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。)その他のこれに準ずる機関で規則で定めるものが行う行為については、第1項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国等の機関は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、市長に協議しなければならない。 【基準】 根拠条文、第3条及び第5条の規定による。 (適用除外) 第3条 別表第2に掲げる行為については、前条第1項の許可を受け、又は同条第3項の規定による協議をすることを要しない。この場合において、これらの行為をしようとする者は、あらかじめ、市長にその旨を通知しなければならない。 (許可の基準) 第5条 市長は、第2条第1項各号に掲げる行為が別表第3に掲げる基準に適合していると認めるときは、同項の許可をするものとする。この場合において、市長が、同表に掲げる基準のうち特例基準に該当すると認めるときは、あらかじめ、芦屋市附属機関の設置に関する条例(平成18年芦屋市条例第5号)第2条の表に規定する芦屋市都市景観審議会の意見を聴かなければならない。 2 第2条第1項の許可には都市の風致の維持上必要な条件を付することができる。この場合において、当該条件は、当該許可を受けた者に不当な義務を課するものであってはならない。 別表第1(第2条関係)	

- 1 都市計画事業の施行として行う行為
- 2 国、兵庫県若しくは市又は都市計画施設を管理することとなる者が、当該都市施設又は市街地開発事業に関する都市計画に適合して行う行為
- 3 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- 4 新築に係る建築物又は改築若しくは増築に係る建築物のその部分の床面積の合計が10平方メートル以下であるもの(新築、改築又は増築後の建築物の高さが風致地区の種別ごとに別表第3に掲げる高さの限度を超えることとなるものを除く。)の当該建築物の新築、改築又は増築
- 5 移転に係る建築物の床面積が10平方メートル以下であるものの当該建築物の移転
- 6 次に掲げる建築物以外の工作物(以下「工作物」という。)の新築、改築、増築又は移転
 - (1) 風致地区内において行う工事に必要な仮設の工作物
 - (2) 水道管、下水道管、井戸その他これらに類する工作物で地下に設けるもの
 - (3) 消防又は水防の用に供する望楼及び警鐘台
 - (4) 前3号に掲げる工作物以外の工作物で新築、改築、増築又は移転に係る部分の高さが1.5メートル以下であるもの
- 7 面積が10平方メートル以下の土地の形質の変更で高さが1.5メートルを超えるのりを生ずる切土又は盛土を伴わない当該土地の形質の変更
- 8 次に掲げる木竹の伐採
 - (1) 間伐、枝打ち、整枝等木竹の保育のため通常行われる木竹の伐採
 - (2) 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採
 - (3) 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採
 - (4) 仮植した木竹の伐採
 - (5) この表及び別表第2に掲げる行為のため必要な測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採
- 9 第7項に掲げる土地の形質の変更と同程度の地形の変更を伴う土石類の採取
- 10 建築物等のうち屋根、壁面、煙突、門、塀、橋、鉄塔その他これらに類するものの以外のものの色彩の変更
- 11 面積が10平方メートル以下の水面の埋立て又は干拓
- 12 面積が10平方メートル以下であり、かつ、高さが1.5メートル以下である土石、廃棄物又は再生資源の堆積
- 13 前各項に掲げるもののほか、次に掲げる行為
 - (1) 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
 - (2) 建築物の存する敷地内で行う行為。ただし、次に掲げる行為を除く。
 - ア 建築物の新築、改築、増築又は移転
 - イ 工作物のうち当該敷地に存する建築物に附属する物干場、受信用の空中線系(その支持物を含む。以下同じ。)その他これらに類する工作物以外のものの新築、改築、増築又は移転
 - ウ 高さが1.5メートルを超えるのりを生ずる切土又は盛土を伴う土地の形質の変更
 - エ 高さが5メートルを超える木竹の伐採
 - オ ウに掲げる土地の形質の変更と同程度の地形の変更を伴う土石類の採取
 - カ 建築物等の色彩の変更で第10項に掲げる行為に該当しないもの
 - キ 高さが1.5メートルを超える土石、廃棄物又は再生資源の堆積
 - (3) 認定電気通信事業(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第120条第1項に規定する認定電気通信事業をいう。以下同じ。)又は有線一般放送(放送法施行規則(昭和25年電波監理委員会規則第10号)第2条第4号に規定する有線一般放送をいい、その全てが共同聴取業務であるものに限る。以下同じ。)の用に供する線路(その支持物を含む。以下同じ。)又

は空中線系でその高さが15メートル以下のものの新築(有線一般放送の用に供する線路又は空中線系に係るものに限る。)、改築、増築又は移転

(4) 農林漁業を営むために行う行為。ただし、次に掲げる行為を除く。

ア 建築物の新築、改築、増築又は移転

イ 用排水施設(幅員が2メートル以下の用排水路を除く。)又は幅員が2メートルを超える農道若しくは林道の設置

ウ 宅地の造成又は土地の開墾

エ 森林の択伐又は皆伐(林業を営むために行うものを除く。)

オ 水面の埋立て又は干拓

別表第2(第3条関係)

- 1 高速自動車国道若しくは道路法(昭和27年法律第180号)による自動車専用道路の新設、改築、維持、修繕若しくは災害復旧(これらの道路とこれらの道路以外の道路(道路運送法(昭和26年法律第183号)による一般自動車道を除く。))とを連絡する施設の新設及び改築を除く。))又は道路法による道路(高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。))の改築(小規模の拡幅、舗装、勾配の緩和、線形の改良その他道路の現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。))、維持、修繕若しくは災害復旧に係る行為
- 2 道路運送法による一般自動車道及び専用自動車道(鉄道若しくは軌道の代替に係るもの又は一般乗合旅客自動車運送事業の用に供するものに限る。))の新設及び改築(これらの自動車道とこれらの自動車道以外の道路(高速自動車国道及び道路法による自動車専用道路を除く。))とを連絡する施設の新設及び改築を除く。))又は管理に係る行為
- 3 自動車ターミナル法(昭和34年法律第136号)によるバスターミナルの設置又は管理に係る行為
- 4 河川法(昭和39年法律第167号)第3条第1項に規定する河川又は同法第100条第1項の規定により指定された河川の改良工事の施行又は管理に係る行為
- 5 独立行政法人水資源機構法(平成14年法律第182号)第12条第1項第1号から第3号までに掲げる業務に係る行為(前項に掲げる行為を除く。)
- 6 砂防法(明治30年法律第29号)による砂防工事の施行又は砂防設備の管理(同法に規定する事項が準用されるものを含む。))に係る行為
- 7 地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)による地すべり防止工事の施行に係る行為
- 8 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)による急傾斜地崩壊防止工事の施行に係る行為
- 9 森林法(昭和26年法律第249号)第5条の地域森林計画に定める林道の新設又は管理に係る行為
- 10 森林法第41条に規定する保安施設事業の施行に係る行為
- 11 国有林野内において行う国民の保健休養の用に供する施設の設置又は管理に係る行為
- 12 土地改良法(昭和24年法律第195号)による土地改良事業の施行に係る行為(水面の埋立て及び干拓を除く。)
- 13 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が行う鉄道施設の建設(駅、操車場、車庫その他これらに類するもの(以下「駅等」という。))の建設を除く。))又は管理に係る行為
- 14 鉄道事業法(昭和61年法律第92号)による鉄道事業者又は索道事業者が行うその鉄道事業又は索道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設の建設(鉄道事業にあっては駅等の建設を除く。))又は管理に係る行為
- 15 海岸法(昭和31年法律第101号)による海岸保全施設に関する工事の施行又は海岸保全施設の管理に係る行為
- 16 航路標識法(昭和24年法律第99号)による航路標識の設置又は管理に係る行為
- 17 港則法(昭和23年法律第174号)による信号所の設置又は管理に係る行為

18 航空法(昭和27年法律第231号)による航空保安施設で公共の用に供するもの又は同法第96条に規定する指示に関する業務の用に供するレーダー若しくは通信設備の設置又は管理に係る行為 19 気象、海象、地象又は洪水その他これに類する現象の観測又は通報の用に供する設備の設置又は管理に係る行為 20 港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第5項第1号から第5号までに掲げる港湾施設(同条第6項の規定により同条第5項第1号から第5号までに掲げる港湾施設とみなされる施設を含む。)に関する工事の施行又は港湾施設の管理に係る行為 21 国又は地方公共団体が行う通信業務の用に供する線路又は空中線系及びこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置又は管理に係る行為 22 認定電気通信事業の用に供する線路又は空中線系及びこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置又は管理に係る行為 23 削除 24 放送法(昭和25年法律第132号)第2条第2号に規定する基幹放送の用に供する線路又は空中線系及びこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置又は管理に係る行為 25 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第16号に規定する電気事業の用に供する電気工作物の設置(発電用の電気工作物及び同項第14号に規定する発電事業の用に供する蓄電用の電気工作物の設置を除く。)又は管理に係る行為 26 ガス事業法(昭和29年法律第51号)によるガス工作物の設置(液化石油ガス以外の原料を主原料とするガスの製造の用に供するガス工作物の設置を除く。)又は管理に係る行為 27 水道法(昭和32年法律第177号)による水道事業若しくは水道用水供給事業若しくは工業用水道事業法(昭和33年法律第84号)による工業用水道事業の用に供する施設又は下水道法(昭和33年法律第79号)による下水道の排水管若しくはこれを補充するため設けられるポンプ施設の設置又は管理に係る行為 28 道路交通法(昭和35年法律第105号)による信号機の設置又は管理に係る行為 29 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第27条第1項の規定により指定された重要文化財、同法第78条第1項の規定により指定された重要有形民俗文化財、同法第92条第1項に規定する埋蔵文化財又は同法第109条第1項の規定により指定され、若しくは同法第110条第1項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物の保存に係る行為 30 兵庫県文化財保護条例(昭和39年兵庫県条例第58号)第4条第1項の規定により指定された指定有形文化財、同条例第27条第1項の規定により指定された指定有形民俗文化財又は同条例第31条第1項の規定により指定された指定史跡名勝天然記念物の保存に係る行為 31 芦屋市文化財保護条例(平成元年芦屋市条例第7号)第5条第1項の規定により指定された芦屋市指定文化財の保存に係る行為 32 近畿圏の保全区域の整備に関する法律(昭和42年法律第103号)第4条の規定による保全区域整備計画に基づく事業の執行に係る行為 33 都市公園法(昭和31年法律第79号)による都市公園又は公園施設の設置又は管理に係る行為 34 自然公園法(昭和32年法律第161号)による公園事業又は兵庫県立自然公園のこれに相当する事業の執行に係る行為 35 鉱業法(昭和25年法律第289号)第3条第1項に規定する鉱物の掘採に係る行為	
標準処理期間	5日(芦屋市住みよいまちづくり条例に基づく建築物建築届と併せて申請した場合は16日)
備考	

設 定 年 月 日	平成 28 年 4 月 1 日	最 終 変 更 年 月 日	令和 6 年 4 月 1 日

ID: 312

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 まちづくり課

処分の概要	まちづくり活動団体の認定		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市住みよいまちづくり条例 第19条の2第1項		
例 規 番 号	平成12年条例第16号		
【根拠条文】 (まちづくり活動団体の認定等) 第19条の2 市長は、市民等で構成され、住みよいまちづくりを推進することを目的とする団体が次の各号のいずれにも該当するときは、まちづくり活動団体として認定することができる。 (1) 活動の対象となる区域(以下「活動区域」という。)の面積がおおむね0.5ヘクタール以上であること。 (2) 組織の規約等を有し、かつ、代表者の定めがあること。 (3) 組織が活動区域内の市民等(以下「地区住民等」という。)の2分の1以上で構成され、構成員が10人以上であること。 (4) 活動が、活動区域における地区計画等の導入又は維持及び保全を目的としているものであること。 (5) 活動内容について、地区住民等に周知できる取組を行っているものであること。 2 前項の規定による認定を受けようとする団体は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。 3 まちづくり活動団体は、第1項で認定を受けた内容に変更が生じたときは、市長に届け出なければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 314

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 まちづくり課

処分の概要	まちづくり協定の認定
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市住みよいまちづくり条例 第21条の2第1項
例 規 番 号	平成12年条例第16号
【根拠条文】 (まちづくり協定の認定等) 第21条の2 まちづくり活動団体は、地域のまちづくりに関し、当該地域において遵守されるべき事項を定めたまちづくり協定を策定したときは、市長の認定を受けることができる。 2 まちづくり活動団体は、前項の規定による認定を受けようとするときは、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。 3 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、遅滞なく、その旨を告示し、まちづくり協定書を当該告示の日から2週間公衆の縦覧に供さなければならない。 4 地区住民等は、前項の告示の日の翌日から起算して2週間以内に、市長に対し、まちづくり協定に関する意見書を提出することができる。 5 市長は、前項の意見書が提出されたときは、速やかにその写しをまちづくり活動団体に送付しなければならない。 6 まちづくり活動団体は、前項の規定により意見書の送付を受けたときは、当該意見書に対する見解書を市長に提出しなければならない。 7 市長は、前項の見解書が提出されたときは、当該見解書を速やかに公表しなければならない。 8 市長は、第4項の意見書及び前項の見解書の内容等を考慮し、まちづくり協定の内容が、次の各号のいずれにも該当するときは、まちづくり協定を認定しなければならない。 (1) まちづくり協定の目的となっている土地の区域(以下「協定区域」という。)の面積がおおむね0.5ヘクタール以上であること。 (2) まちづくり協定の目的となっている土地又は建築物等の利用を不当に制限するものでないこと。 (3) まちづくり協定に定められた基準がまちづくりの目標及び方針に合致することであること。 (4) 都市計画法第18条の2第1項に規定する都市計画に関する基本的な方針に沿った内容であること。 9 市長は、前項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を告示し、かつ、申請者に通知しなければならない。 10 まちづくり活動団体は、第1項の規定により認定を受けたまちづくり協定の内容を変更又は廃止しようとするときは、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。 11 第3項から第9項までの規定は、まちづくり協定の変更に準用する。 12 市長は、第19条の3第1項の規定によりまちづくり活動団体の認定が取り消されたときは、第8項の規定によるまちづくり協定の認定を取り消すことができる。 13 市長は、第10項の規定によりまちづくり協定の廃止の申請があったとき又は前項の規定によりまちづくり協定の認定の取消しをしたときは、遅滞なく、その旨を告示し、かつ、申請者に通知しなければならない。	

【基準】

根拠条文に同じ。

標準処理期間	90 日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 315

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 まちづくり課

処分の概要	まちづくり協定の内容変更又は廃止の承認
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市住みよいまちづくり条例 第21条の2第10項
例 規 番 号	平成12年条例第16号
【根拠条文】 (まちづくり協定の認定等) 第21条の2 まちづくり活動団体は、地域のまちづくりに関し、当該地域において遵守されるべき事項を定めたまちづくり協定を策定したときは、市長の認定を受けることができる。 2 まちづくり活動団体は、前項の規定による認定を受けようとするときは、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。 3 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、遅滞なく、その旨を告示し、まちづくり協定書を当該告示の日から2週間公衆の縦覧に供さなければならない。 4 地区住民等は、前項の告示の日の翌日から起算して2週間以内に、市長に対し、まちづくり協定に関する意見書を提出することができる。 5 市長は、前項の意見書が提出されたときは、速やかにその写しをまちづくり活動団体に送付しなければならない。 6 まちづくり活動団体は、前項の規定により意見書の送付を受けたときは、当該意見書に対する見解書を市長に提出しなければならない。 7 市長は、前項の見解書が提出されたときは、当該見解書を速やかに公表しなければならない。 8 市長は、第4項の意見書及び前項の見解書の内容等を考慮し、まちづくり協定の内容が、次の各号のいずれにも該当するときは、まちづくり協定を認定しなければならない。 (1) まちづくり協定の目的となっている土地の区域(以下「協定区域」という。)の面積がおおむね0.5ヘクタール以上であること。 (2) まちづくり協定の目的となっている土地又は建築物等の利用を不当に制限するものでないこと。 (3) まちづくり協定に定められた基準がまちづくりの目標及び方針に合致することであること。 (4) 都市計画法第18条の2第1項に規定する都市計画に関する基本的な方針に沿った内容であること。 9 市長は、前項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を告示し、かつ、申請者に通知しなければならない。 10 まちづくり活動団体は、第1項の規定により認定を受けたまちづくり協定の内容を変更又は廃止しようとするときは、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。 11 第3項から第9項までの規定は、まちづくり協定の変更に準用する。 12 市長は、第19条の3第1項の規定によりまちづくり活動団体の認定が取り消されたときは、第8項の規定によるまちづくり協定の認定を取り消すことができる。 13 市長は、第10項の規定によりまちづくり協定の廃止の申請があったとき又は前項の規定によりまちづくり協定の認定の取消しをしたときは、遅滞なく、その旨を告示し、かつ、申請者に通知しなければならない。	

【基準】

根拠条文に同じ。

標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 317

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 まちづくり課

処分の概要	建築の同意		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市生活環境保全のための建築等の規制に関する条例 第4条第1項		
例 規 番 号	平成8年条例第1号		
【根拠条文】 (市長の同意) 第4条 建築主は、遊技場又はホテルを建築するに当たっては、建築基準法第6条第1項に規定する確認の申請書(以下「建築確認申請書」という。)を提出する前まで又は遊技場若しくはホテルへの用途の変更をする前までに、市長の同意を得なければならない。 2 市長は、建築主が第6条に規定する建築物の禁止区域において建築をしようとするとき、又は建築物が第7条若しくは第8条に規定する構造、設備等の基準に適合しないとき、又は協議が整わないときは、同意しないものとする。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 319

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 まちづくり課

処分の概要	門、塀、垣、石積み擁壁等の保存認定及び変更認定		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市都市景観条例 第13条の2第1項		
例 規 番 号	平成21年条例第25号		
【根拠条文】 (門、塀、垣、石積み擁壁等の保存認定) 第13条の2 景観地区に関する都市計画において定められた門、塀、垣、石積み擁壁等の保存認定に係る敷地面積の最低限度の特例により建築物の建築に供する目的で行う土地の区画の変更を行う者は、あらかじめ、その計画が、まちなみを特徴づけている意匠を有するものの保存を行うことを目的としていることについて、規則で定めるところにより、申請書を提出して市長の認定を受けなければならない。当該認定を受けた計画の変更を行おうとする場合も、同様とする。 2 市長は、前項の申請書を受理した場合においては、その受理した日から30日以内に、申請に係る計画を審査し、当該計画がまちなみを特徴づけている意匠を有するものの保存を行うことを目的としていると認めたときは、当該申請者に認定証を交付しなければならない。 3 市長は、前項の規定により審査をした場合において、申請に係る計画がまちなみを特徴づけている意匠を有するものの保存を行うことを目的としていないと認めたとき、又は当該申請書の記載によってはまちなみを特徴づけている意匠を有するものの保存を行うことを目的としているかどうかを決定することができない正当な理由があるときは、その旨及びその理由を記載した通知書を同項の期間内に当該申請者に交付しなければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 320

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 まちづくり課

処分の概要	認定工作物の計画の認定及び変更認定		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市都市景観条例 第15条第1項		
例 規 番 号	平成21年条例第25号		
【根拠条文】 (認定工作物の計画の認定) 第15条 景観地区内において、認定工作物の建設等をしようとする者は、あらかじめ、その計画が、前条第1項の規定に適合するものであることについて、規則で定めるところにより、申請書を提出して市長の認定を受けなければならない。当該認定を受けた認定工作物の計画を変更して建設等を行おうとする場合も、同様とする。 2 市長は、前項の申請書を受理した場合においては、その受理した日から30日以内に、申請に係る認定工作物の計画が前条の規定に適合するかどうかを審査し、審査の結果に基づいて当該規定に適合するものと認めたときは、当該申請者に認定証を交付しなければならない。 3 市長は、前項の規定により審査をした場合において、申請に係る認定工作物の計画が前条の規定に適合しないと認めたとき、又は当該申請書の記載によっては当該規定に適合するかどうかを決定することができない正当な理由があるときは、その旨及びその理由を記載した通知書を同項の期間内に当該申請者に交付しなければならない。 4 第2項の認定証の交付を受けた後でなければ、同項の認定工作物の建設等の工事(令第12条に規定する工事を除く。)は、することができない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 322

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 まちづくり課

処分の概要	屋外広告物等の表示等の許可
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市屋外広告物条例 第6条第1項
例 規 番 号	平成27年条例第54号
【根拠条文】 (許可) 第6条 市の区域内において、広告物等を表示し、又は設置しようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。 2 市長は、広告物等が規則で定める基準に適合する場合に限り、前項の許可をすることができる。 3 市長は、第1項の許可をしようとするときは、次に掲げる広告物等を除き、あらかじめ芦屋市都市景観条例(平成21年芦屋市条例第25号)第7条の2第1項の景観アドバイザー(以下「景観アドバイザー」という。)の意見を聴くものとする。 (1) 自家用広告物等 (2) 管理用広告物等 (3) 案内誘導広告物等 (4) その他規則で定めるもの 【基準】 根拠条文、第10条、第12条、芦屋市屋外広告物条例施行規則第3条及び第7条の規定による。(適用除外) 第10条 次に掲げる広告物等(第2号及び第3号に掲げる広告物等にあつては、規則で定めるところにより、市長に届け出たものに限る。)については、第6条第1項及び第8条第1項から第3項までの規定は、適用しない。 (1) 法令の規定により表示し、又は設置する広告物等 (2) 国又は地方公共団体が公共的目的をもって表示し、又は設置する広告物等 (3) 公共的団体のうち規則で定めるものが公共的目的をもって表示し、又は設置する広告物等で規則で定めるもの (4) 公職選挙法(昭和25年法律第100号)による選挙運動のために使用するポスター、立札等及びこれらを掲出する物件 (5) 非常災害のため必要な応急措置として表示し、又は設置する広告物等 (6) 公益上必要な施設又は物件に寄贈者名等を表示し、又は設置する広告物等で規則で定める基準に適合するもの 2 次に掲げる広告物等については、第6条第1項の規定は、適用しない。 (1) 自家用広告物等で規則で定める基準に適合するもの (2) 管理用広告物等で規則で定める基準に適合するもの (3) 冠婚葬祭又は祭礼のため、一時的に表示し、又は設置する広告物等 (4) 講演会、展覧会、音楽会等のため、その会場の敷地内に表示し、又は設置する広告物等で規則で定める基準に適合するもの (5) 自動車に表示する広告物で規則で定めるもの (6) 人、動物又は車両(自動車を除く。)に表示する広告物	

- (7) 地方公共団体が設置する公共掲示板に表示する広告物
- (8) 営利を目的としない活動のために表示する貼紙、貼札、広告旗、立看板及びこれらを掲出する物件で規則で定めるもの

3 次に掲げる広告物等については、第8条第1項の規定は、適用しない。

- (1) 禁止物件(第8条第1項第2号、第9号及び第10号に掲げる物件に限る。)に表示し、又は設置する自家用広告物等で規則で定める基準に適合するもの
- (2) 禁止物件に表示し、又は設置する管理用広告物等
- (3) 第12条の規定による許可を受けた広告物等
(許可の特例)

第12条 市長は、第6条第2項の規定にかかわらず、地域の良好な景観の形成に資し、かつ、公衆に対する危害を及ぼすおそれがないと認めるときは、景観アドバイザーの意見を聴いて同条第1項の許可をすることができる。

(許可の基準)

第3条 条例第6条第2項の規則で定める基準は、別表第1のとおりとする。

(適用除外の基準)

第7条 条例第10条第1項第6号の規則で定める基準は、別表第2のとおりとする。

- 2 条例第10条第2項第1号の規則で定める基準は、別表第3のとおりとする。
- 3 条例第10条第2項第2号の規則で定める基準は、別表第4のとおりとする。
- 4 条例第10条第2項第4号の規則で定める基準は、別表第5のとおりとする。
- 5 条例第10条第2項第5号に規定する規則で定める広告物は、次の各号のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 自動車の車体に所有者若しくは管理者の氏名、名称、店名、若しくは商標若しくは自己の事業若しくは営業の内容又は次項第1号に掲げる事項を表示する広告物
 - (2) 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)による登録を受けた自動車でその使用の本拠の位置が他の地方公共団体の区域内に存するものに当該地方公共団体の区域において適用される広告物等の規制に関する条例の規定に従って表示する広告物
- 6 条例第10条第2項第8号に規定する規則で定める営利を目的としない活動のために表示する貼紙、貼札、広告旗、立看板及びこれらを掲出する物件は、次の各号のいずれにも該当するものとする。
 - (1) 政治活動、宗教活動、労働運動その他の営利を目的としない活動のために行う宣伝、集会、行事、催物等に関する事項を表示するものであること。
 - (2) 表示期間が貼紙、貼札、広告旗及び立看板にあっては、30日以内であること。
 - (3) 表示面積が、貼紙及び貼札にあっては0.5平方メートル以下、広告旗及び立看板にあっては2平方メートル以下であること。
 - (4) 貼紙を掲出する物件の表示に供する部分の面積は、2平方メートル以下であること。
 - (5) 広告主又は広告物等管理者の個人名又は団体名及び連絡先が表記されていること(自己の敷地に掲出されている場合を除く。)

7 条例第10条第3項第1号の規則で定める基準は、別表第6のとおりとする。

別表第1(第3条関係)

条例第6条第2項に規定する基準

1 共通基準

- (1) 位置、形状、面積、材料、色彩及び意匠等を周囲の景観と調和したものとする。
- (2) 広告物の裏面及び側面並びに広告物を掲出する物件にあっては、塗装その他の装飾をし、かつ、その装飾を表示面と調和したものとする。

- (3) 照明を使用する広告物等にあつては、昼間における美観の維持に必要な対策を講じるほか、夜間の景観に配慮すること。
- (4) 蛍光塗料(蛍光フィルムを含む。)又は反射光の強い塗料を使用しないこと。けばけばしいものとならないよう、色の組合せに配慮すること。
- (5) 建築物等に定着させて表示し、又は設置する広告物等の最上部の高さが、当該建築物等の高さを超えないこと。
- (6) 点滅灯、回転灯、ネオンサイン、電光表示板又は発光ダイオードを利用するものその他常時表示の内容を変えることができる広告物等(以下「LED等」という。)を表示し、又は設置しないこと。ただし、LED等を使用するための合理的な理由があると認められ、必要最小限であり、かつ、小規模なものを除く。
- (7) アドバルーンは使用しないこと。
- (8) 広告物に使用する1文字当たりの大きさは1平方メートル以下とすること。ただし、地上からの高さが15メートルを超える箇所に掲出する場合は、2平方メートル以下とすることができる。

2 広告物等規制地域ごとの基準

種別	広告物の種類	区分	基準
(1) 山麓地域	ア 全ての広告物等	(ア) 表示面積の合計	一団の土地又は建築物等につき、10平方メートル以下とすること(条例第10条第2項第2号から第8号までに掲げるものを除く。)
		(イ) 数量	1事業所等につき、3枚(基、個)以下とすること(条例第10条第2項第2号から第8号までに掲げるものを除く。)
		(ウ) 色彩	a 各色相において最も彩度が高い色及び無彩色において明度が9を超える色は使用しないこと。
			b Y(黄)、YR(橙)又はR(赤)の色相において彩度が10を超える色及びその他の色相において彩度が8を超える色を使用する場合においては、表示面の面積の30分の1以下とすること。
	イ 壁面を利用するもの	(エ) その他の表示方法	c Y(黄)、YR(橙)又はR(赤)の色相において彩度が6を超える色及びその他の色相において彩度が4を超える色(bに掲げる色を除く。)を使用する場合においては、2色以下とし、かつ、表示面の面積の5分の1以下とすること。
			a 建築物の壁面から突出させないこと。 b 広告旗は使用しないこと。
	イ 壁面を利用するもの	(ア) 表示面積	a 1個当たり5平方メートル以下とすること。 b 広告物等が表示され、又は設置される壁面(自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場の用に供する部分の壁面をいう。以下同じ。)における広告物等の表示面積(テントを利用するもの及び表示期間が5日を超える広告幕の表示面積を含む。以下同じ。)の合計は、当該壁面の面積の5分の1以下とすること。
		(イ) 上端の地上からの	10メートル以下とすること。

		高さ	
		(ウ) その他の表示方法	a 壁面の外郭線から突出させないこと。 b 窓又は開口部をふさがないこと。ただし、広告幕については、この限りでない。 c 意匠が同一のものにあつては、1壁面に1枚(基)とする。
	ウ 自己の敷地に建植えるもの	(ア) 1個当たりの表示面積	1方向の表示面の面積は5平方メートル以下とすること。
		(イ) 数量	2基以下とすること(条例第10条第2項第2号から第8号までに掲げるものを除く。)
		(ウ) 上端の地上からの高さ	5メートル以下とすること。
	エ 垣又は塀を利用するもの	(ア) 表示面積	a 1個当たり5平方メートル以下とすること。 b 広告物等が表示され、又は設置される面における広告物等の表示面積の合計は、当該面の5分の1以下とすること。
		(イ) 数量	2個以下とすること(条例第10条第2項第2号から第8号までに掲げるものを除く。)
		(ウ) その他の表示方法	垣又は塀の外郭線から突出させないこと。
	オ 置看板	(ア) 表示面積	1方向の表示面の面積は0.5平方メートル以下とし、かつ、表示面積の合計は1平方メートル以下とすること。
		(イ) 数量	1基とすること(条例第10条第2項第2号から第8号までに掲げるものを除く。)
		(ウ) その他の表示方法	道路上に掲出ししないこと。
(2) 住宅地域	ア 全ての広告物等	(ア) 表示面積の合計	一団の土地又は建築物等につき、20平方メートル以下とすること(条例第10条第2項第2号から第8号までに掲げるものを除く。)
		(イ) 数量	1事業所等につき、4枚(基、個)以下とすること(条例第10条第2項第2号から第8号までに掲げるものを除く。)
		(ウ) 色彩	a 各色相において最も彩度が高い色及び無彩色において明度が9を超える色は使用しないこと。 b Y(黄)、YR(橙)又はR(赤)の色相において彩度が12を超える色及びその他の色相において彩度が8を超える色を使用する場合においては、表示面の面積の30分の1以下とすること。 c Y(黄)、YR(橙)又はR(赤)の色相において彩度が8を超える色及びその他の色相において彩度が6を超える色(bに掲げる色を除く。)を使用する場合においては、2色以下かつ表示面の面積

		の5分の1以下とすること。
	(エ) その他の表示方法	広告旗は使用しないこと。
イ 壁面を利用するもの	(ア) 表示面積	a 1個当たり5平方メートル以下とすること。 b 広告物等が表示され、又は設置される壁面における広告物等の表示面積の合計は、当該壁面の面積の5分の1以下とすること。
	(イ) 上端の地上からの高さ	10メートル以下とすること。
	(ウ) その他の表示方法	a 壁面の外郭線から突出させないこと。 b 窓又は開口部をふさがないこと。ただし、広告幕については、この限りでない。 c 意匠が同一のものにあつては、1壁面に1枚(基)とする。
ウ 壁面より突出するもの	(ア) 1個当たりの表示面積	1方向の表示面の面積は1平方メートル以下とすること。
	(イ) 建築物からの出幅	建築物の壁面から1メートル以下とすること。
	(ウ) 上端の地上からの高さ	4.5メートル以下とすること。
	(エ) その他の表示方法	道路上に表示し、又は設置しないこと。
エ 自己の敷地に建植えるもの	(ア) 1基当たりの表示面積	1方向の表示面の面積は5平方メートル以下とし、かつ、表示面積の合計は10平方メートル以下とすること。
	(イ) 数量	2基以下とすること(条例第10条第2項第2号から第8号までに掲げるものを除く。)
	(ウ) 上端の地上からの高さ	7メートル以下とすること。
オ 垣又は塀を利用するもの	(ア) 表示面積	a 1個当たり5平方メートル以下とすること。 b 広告物等が表示され、又は設置される面における広告物等の表示面積の合計は、当該面の5分の1以下とすること。
	(イ) 数量	2個以下とすること(条例第10条第2項第2号から第8号までに掲げるものを除く。)
	(ウ) その他の表示方法	垣又は塀の外郭線から突出させないこと。
カ 置看板	(ア) 表示面積	1方向の表示面の面積は0.5平方メートル以下とし、かつ、表示面積の合計は1平方メートル以下とすること。
	(イ) 数量	1基とすること(条例第10条第2項第2号から第8号までに掲げるものを除く。)

		(ウ) その他 の表示方法	道路上に掲出しないこと。
(3) 複 合 地 域	ア 全ての広 告物等	色彩	a 各色相において最も彩度が高い色及び無彩色において明度が9を超える色は使用しないこと。 b Y(黄)、YR(橙)又はR(赤)の色相において彩度が12を超える色を使用する場合においては、表示面の面積の30分の1以下とすること。 c 彩度が10を超える色(bに掲げる色を除く。)を使用する場合においては、2色以下かつ表示面の面積の3分の1以下とすること。
	イ 壁面を利用するもの	(ア) 表示面 積	a 1個当たり20平方メートル以下とすること。 b 広告物等が表示され、又は設置される壁面における広告物等の表示面積の合計は、当該壁面の面積の5分の1以下(商業系地域にあっては、4分の1以下)とすること。
		(イ) その他 の表示方法	a 壁面の外郭線から突出させないこと。 b 窓又は開口部をふさがないこと。ただし、広告幕については、この限りでない。 c 意匠が同一のものにあっては、1壁面に1枚(基)とする。
	ウ 壁面より 突出するもの	(ア) 1個当た りの表示面 積	1方向の表示面の面積は1平方メートル以下とすること。
		(イ) 建築物 等からの出 幅	建築物の壁面から1.5メートル以下とし、かつ、道路境界線から1メートル以下とすること。
		(ウ) 上端の 地上からの 高さ	4.5メートル以下とすること。
		(エ) 下端の 道路面から の高さ	歩道上に表示し、又は設置するものは2.5メートル以上とすること。
		(オ) その他 の表示方法	道路上(歩道上を除く。)に表示し、又は設置しないこと。
	エ 自己の敷 地に建植え するもの	(ア) 1基当た りの表示面 積	1方向の表示面の面積は20平方メートル以下とし、かつ、表示面積の合計は40平方メートル以下とすること。
		(イ) 数量	2基以下とすること(条例第10条第2項第2号から第8号までに掲げるものを除く。)
		(ウ) 上端の 地上からの 高さ	15メートル以下とすること。
	オ 自己の敷 地外に建植 えするもの	(ア) 1基当た りの表示面 積	1方向の表示面の面積は10平方メートル以下とし、かつ、表示面積の合計は20平方メートル以下とすること。

		(イ) 数量	2基以下とすること(条例第10条第2項第2号から第8号までに掲げるものを除く。)
		(ウ) 上端の地上からの高さ	5メートル以下とすること。
		(エ) 相互間の距離	5メートル以上とすること。
	カ 垣又は塀を利用するもの	(ア) 表示面積	a 1個当たり5平方メートル以下とすること。 b 広告物等が表示され、又は設置される面における広告物等の表示面積の合計は、当該面の5分の1以下(商業系地域にあっては、4分の1以下)とすること。
		(イ) 数量	2個以下とすること(条例第10条第2項第2号から第8号までに掲げるものを除く。)
		(ウ) その他の表示方法	垣又は塀の外郭線から突出させないこと。
	キ 広告旗	(ア) 表示面積	1個当たり2平方メートル以下とすること。
		(イ) 相互間の距離	道路の路肩から5メートル以内の場所に表示し、又は設置する場合にあっては、5メートル以上とすること。
	ク 置看板	(ア) 表示面積	1方向の表示面の面積は0.5平方メートル以下とし、かつ、表示面積の合計は1平方メートル以下とすること。
		(イ) 数量	1基とすること(条例第10条第2項第2号から第8号までに掲げるものを除く。)
		(ウ) その他の表示方法	道路上に掲出ししないこと。
(4) 芦屋川特別地域	ア 全ての広告物等	(ア) 表示面積の合計	一団の土地又は建築物等につき、10平方メートル以下(商業系地域を除く。)とすること(条例第10条第2項第2号から第8号までに掲げるものを除く。)
		(イ) 数量	1事業所等につき、3枚(基、個)以下(商業系地域を除く。)とすること(条例第10条第2項第2号から第8号までに掲げるものを除く。)
		(ウ) 色彩	a 各色相において最も彩度が高い色及び無彩色において明度が9を超える色は使用しないこと。 b Y(黄)、YR(橙)又はR(赤)の色相において彩度が10を超える色及びその他の色相において彩度が8を超える色を使用する場合においては、表示面の面積の30分の1以下とすること。 c Y(黄)、YR(橙)又はR(赤)の色相において彩度が6を超える色及びその他の色相において彩度が4を超える色(bに掲げる色を除く。)を使用する場合においては、2色以下かつ表示面の面積

			の5分の1以下とすること。	
	(エ) その他 の表示方法	a 建築物の壁面から突出させないこと。ただし、商業系地域にあっては、この限りでない。 b 広告旗は使用しないこと。		
イ 壁面を利用するもの	(ア) 表示面積	a 1個当たり5平方メートル以下とすること。 b 広告物等が表示され、又は設置される壁面における広告物等の表示面積の合計は、当該壁面の面積の5分の1以下とすること。		
	(イ) 上端の 地上からの 高さ	10メートル以下とすること。		
	(ウ) その他 の表示方法	a 壁面の外郭線から突出させないこと。 b 窓又は開口部をふさがないこと。ただし、広告幕については、この限りでない。 c 意匠が同一のものにあっては、1壁面に1枚(基)とする。		
	(エ) その他 の表示方法			
ウ 壁面より 突出するもの	(ア) 1個当たりの表示面積	1方向の表示面の面積は1平方メートル以下とすること。		
	(イ) 建築物からの出幅	建築物の壁面から1メートル以下とすること。		
	(ウ) 上端の 地上からの 高さ	4.5メートル以下とすること。		
	(エ) その他 の表示方法	道路上に表示し、又は設置しないこと。		
エ 自己の敷地に建植えるもの	(ア) 1基当たりの表示面積	1方向の表示面の面積は2平方メートル以下(商業系地域にあっては、5平方メートル以下)とし、かつ、表示面積は4平方メートル以下(商業系地域にあっては、10平方メートル以下)とすること。		
	(イ) 数量	2基以下とすること(条例第10条第2項第2号から第8号までに掲げるものを除く。)		
	(ウ) 上端の 地上からの 高さ	5メートル以下(商業系地域にあっては、7メートル以下)とすること。		
オ 垣又は塀を利用するもの	(ア) 表示面積	a 1個当たり5平方メートル以下とすること。 b 広告物等が表示され、又は設置される面における広告物等の表示面積の合計は、当該面の5分の1以下とすること。		
	(イ) 数量	2個以下とすること(条例第10条第2項第2号から第8号までに掲げるものを除く。)		
	(ウ) その他 の表示方法	垣又は塀の外郭線から突出させないこと。		
カ 置看板	(ア) 表示面積	1方向の表示面の面積は0.5平方メートル以下とし、かつ、表示面積の合計は1平方メートル以下とすること。		

(5) 南 芦 屋 浜 特 別 地 域		(イ) 数量	1基とすること(条例第10条第2項第2号から第8号までに掲げるものを除く。)
		(ウ) その他の表示方法	道路上に掲出しないこと。
	ア 全ての広告物等	(ア) 表示面積の合計	一団の土地又は建築物等につき、10平方メートル以下(商業系地域にあっては、20平方メートル以下)とすること(条例第10条第2項第2号から第8号までに掲げるものを除く。)
		(イ) 数量	1事業所等につき、3枚(基、個)以下(商業系地域にあっては、4枚(基、個)以下)とすること(条例第10条第2項第2号から第8号までに掲げるものを除く。)
		(ウ) 色彩	a 各色相において最も彩度が高い色は使用しないこと。 b Y(黄)、YR(橙)又はR(赤)の色相において彩度が10を超える色及びその他の色相において彩度が8を超える色を使用する場合においては、表示面の面積の30分の1以下とすること。 c Y(黄)、YR(橙)又はR(赤)の色相において彩度が6を超える色及びその他の色相において彩度が4を超える色(bに掲げる色を除く。)を使用する場合においては、2色以下かつ表示面の面積の5分の1以下とすること。
			(エ) その他の表示方法 a 建築物の壁面から突出させないこと。ただし、商業系地域にあっては、この限りでない。 b 広告旗は使用しないこと。
	イ 壁面を利用するもの	(ア) 表示面積	a 1個当たり2平方メートル以下(商業系地域にあっては、5平方メートル以下)とすること。 b 広告物等が表示され、又は設置される壁面における広告物等の表示面積の合計は、当該壁面の面積の10分の1以下とすること。
		(イ) 上端の地上からの高さ	10メートル以下とすること。
		(ウ) その他の表示方法	a 壁面の外郭線から突出させないこと。 b 窓又は開口部をふさがないこと。ただし、広告幕については、この限りでない。 c 意匠が同一のものにあっては、1壁面に1枚(基)とする。
	ウ 壁面より突出するもの	(ア) 1個当たりの表示面積	1方向の表示面の面積は1平方メートル以下とすること。
		(イ) 建築物からの出幅	建築物の壁面から1メートル以下とすること。
		(ウ) 上端の地上からの	4.5メートル以下とすること。

		高さ	
		(エ) その他の表示方法	道路上に表示し、又は設置しないこと。
	エ 自己の敷地に建植えるもの	(ア) 1基当たりの表示面積	1方向の表示面の面積は2平方メートル以下(商業系地域にあつては、5平方メートル以下)とし、かつ、表示面積は4平方メートル以下(商業系地域にあつては、10平方メートル以下)とすること。
		(イ) 数量	1基(商業系地域にあつては、2基以下)とすること(条例第10条第2項第2号から第8号までに掲げるものを除く。)
		(ウ) 上端の地上からの高さ	5メートル以下(商業系地域にあつては、7メートル以下)とすること。
	オ 垣又は塀を利用するもの	(ア) 表示面積	a 1平方メートル以下とすること。 b 広告物等が表示され、又は設置される面における広告物等の表示面積の合計は、当該面の10分の1以下とすること。
		(イ) 数量	1個とすること(条例第10条第2項第2号から第8号までに掲げるものを除く。)
		(ウ) その他の表示方法	垣又は塀の外郭線から突出させないこと。
	カ 置看板	(ア) 表示面積	1方向の表示面の面積は0.5平方メートル以下とし、かつ、表示面積の合計は1平方メートル以下とすること。
		(イ) 数量	1基とすること(条例第10条第2項第2号から第8号までに掲げるものを除く。)
		(ウ) その他の表示方法	道路上に掲出しないこと。
(6) 沿道沿岸特別地域	ア 全ての広告物等	(ア) 表示面積の合計	一団の土地又は建築物等につき、20平方メートル以下とすること(条例第10条第2項第2号から第8号までに掲げるものを除く。)
		(イ) 数量	1事業所等につき、4枚(基、個)以下とすること(条例第10条第2項第2号から第8号までに掲げるものを除く。)
		(ウ) 色彩	a 各色相において最も彩度が高い色及び無彩色において明度が9を超える色は使用しないこと。 b Y(黄)、YR(橙)又はR(赤)の色相において彩度が12を超える色及びその他の色相において彩度が8を超える色を使用する場合においては、表示面の面積の30分の1以下とすること。 c Y(黄)、YR(橙)又はR(赤)の色相において彩度が8を超える色及びその他の色相において彩度が6を超える色(bに掲げる色を除く。)を使用する場合においては、2色以下かつ表示面の面積の5分の1以下とすること。

	(エ) その他 の表示方法	広告旗は使用しないこと。	
イ 壁面を利用するもの	(ア) 表示面積	a 1個当たり5平方メートル以下とすること。 b 広告物等が表示され、又は設置される壁面における広告物等の表示面積の合計は、当該壁面の面積の5分の1以下とすること。	
	(イ) 上端の 地上からの 高さ	10メートル以下とすること。	
	(ウ) その他 の表示方法	a 壁面の外郭線から突出させないこと。 b 窓又は開口部をふさがないこと。ただし、広告幕については、この限りでない。 c 意匠が同一のものにあつては、1壁面に1枚(基)とする。	
ウ 壁面より突出するもの	(ア) 1個当たりの表示面積	1方向の表示面の面積は1平方メートル以下とすること。	
	(イ) 建築物からの出幅	建築物の壁面から1メートル以下とすること。	
	(ウ) 上端の 地上からの 高さ	4.5メートル以下とすること。	
	(エ) その他 の表示方法	道路上に表示し、又は設置しないこと。	
エ 自己の敷地に建植えるもの	(ア) 1基当たりの表示面積	1方向の表示面の面積は5平方メートル以下とし、かつ、表示面積は10平方メートル以下とすること。	
	(イ) 数量	2基以下とすること(条例第10条第2項第2号から第8号までに掲げるものを除く。)	
	(ウ) 上端の 地上からの 高さ	7メートル以下とすること。	
オ 垣又は塀を利用するもの	(ア) 表示面積	a 1個当たり5平方メートル以下とすること。 b 広告物等が表示され、又は設置される面における広告物等の表示面積の合計は、当該面の5分の1以下とすること。	
	(イ) 数量	2個以下とすること(条例第10条第2項第2号から第8号までに掲げるものを除く。)	
	(ウ) その他 の表示方法	垣又は塀の外郭線から突出させないこと。	
カ 置看板	(ア) 表示面積	1方向の表示面の面積は0.5平方メートル以下とし、かつ、表示面積の合計は1平方メートル以下とすること。	
	(イ) 数量	1基とすること(条例第10条第2項第2号から第8号までに掲げるものを除く。)	
	(ウ) その他	道路上に掲出しないこと。	

		の表示方法	
(7) 広 告 物 誘 導 特 別 地 域	ア 全ての広 告物等	色彩	a 各色相において最も彩度が高い色及び無彩色において明度が9を超える色は使用しないこと。 b Y(黄)、YR(橙)又はR(赤)の色相において彩度が12を超える色を使用する場合においては、表示面の面積の30分の1以下とすること。 c 彩度が10を超える色(bに掲げる色を除く。)を使用する場合においては、2色以下かつ表示面の面積の3分の1以下とすること。
	イ 壁面を利用するもの	(ア) 表示面積	a 1個当たり20平方メートル以下とすること。 b 広告物等が表示され、又は設置される壁面における広告物等の表示面積の合計は、当該壁面の面積の5分の1以下(商業系地域にあっては、4分の1以下)とすること。
		(イ) その他の表示方法	a 壁面の外郭線から突出させないこと。 b 窓又は開口部をふさがないこと。ただし、広告幕については、この限りでない。 c 意匠が同一のものにあっては、1壁面に1枚(基)とする。
	ウ 壁面より突出するもの	(ア) 1個当たりの表示面積	1方向の表示面の面積は1平方メートル以下とすること。
		(イ) 建築物等からの出幅	建築物の壁面から1.5メートル以下とし、かつ、道路境界線から1メートル以下とすること。
		(ウ) 上端の地上からの高さ	4.5メートル以下とすること。
		(エ) 下端の道路面からの高さ	歩道上に表示し、又は設置するものは2.5メートル以上とすること。
		(オ) その他の表示方法	道路上(歩道上を除く。)に表示し、又は設置しないこと。
	エ 自己の敷地に建植えるもの	(ア) 1基当たりの表示面積	1方向の表示面の面積は20平方メートル以下とし、かつ、表示面積の合計は40平方メートル以下とすること。
		(イ) 数量	2基以下とすること(条例第10条第2項第2号から第8号までに掲げるものを除く。)
		(ウ) 上端の地上からの高さ	15メートル以下とすること。
	オ 自己の敷地外に建植えるもの	(ア) 表示面積	1方向の表示面の面積は10平方メートル以下とし、かつ、表示面積の合計は20平方メートル以下とすること。
		(イ) 数量	2基以下とすること(条例第10条第2項第2号から

			第8号までに掲げるものを除く。)
		(ウ) 上端の地上からの高さ	5メートル以下とすること。
		(エ) 相互間の距離	5メートル以上とすること。
	カ 垣又は塀を利用するもの	(ア) 表示面積	a 1個当たり5平方メートル以下とすること。 b 広告物等が表示され、又は設置される面における広告物等の表示面積の合計は、当該面の5分の1(商業系地域にあっては、4分の1以下)以下とすること。
		(イ) 数量	2個以下とすること(条例第10条第2項第2号から第8号までに掲げるものを除く。)
		(ウ) その他の表示方法	垣又は塀の外郭線から突出させないこと。
	キ 広告旗	(ア) 表示面積	1個当たり2平方メートル以下とし、かつ、表示面積の合計は8平方メートル以下とすること。
		(イ) 相互間の距離	道路の路肩から5メートル以内の場所に表示し、又は設置する場合にあっては、5メートル以上とすること。
	ク 置看板	(ア) 表示面積	1方向の表示面の面積は0.5平方メートル以下とし、かつ、表示面積の合計は1平方メートル以下とすること。
		(イ) 数量	1基とすること(条例第10条第2項第2号から第8号までに掲げるものを除く。)
		(ウ) その他の表示方法	道路上に掲出ししないこと。

3 案内誘導広告物等の基準

区分	基準
(1) 1方向の表示面の面積	ア イに掲げる場合を除き、2平方メートル以下とすること。 イ 施設等への案内誘導のためのものを同一の物件に集合して表示し、又は設置する場合にあっては、8平方メートル以下とし、かつ、一の施設等への案内誘導に係るものの表示面積は1平方メートル以下とすること。
(2) 上端の地上からの高さ	3メートル以下(土地の状況等により市長が特にやむを得ないと認める場合又は(1)イに掲げる場合にあっては、5メートル以下)とすること(建植えるものに限る。)
(3) 誘導距離	案内誘導しようとする施設等から10キロメートル以下とすること。
(4) 相互間の距離	5メートル以上とすること(建植えるものに限る。)
(5) その他の表示方法	ア 名称、事業内容、方向、距離等案内誘導のために必要な最小限の事項を表示すること。 イ 方向、距離等の誘導に係る表示部分の面積を当該表示部分の存する表示面の面積の4分の1以上とすること。 ウ (1)イに掲げる場合にあっては、形状、面積、材料、色彩、意匠等を原則として統一すること。

4 広告物等の種類ごとの基準

種類	区分	基準
(1) 電柱を利用するもの	ア 規格	(ア) 突出するものにあつては、縦は1.2メートル以下とし、横は0.45メートル以下とすること。 (イ) 巻き付けるものにあつては、縦は1.5メートル以下とし、1方向の表示面の面積は0.5平方メートル以下とすること。
	イ 数量	電柱1本につき、突出するもの、巻き付けるものともに各1個とすること。
	ウ 下端の道路路面からの高さ	(ア) 突出するものにあつては、4.5メートル以上(歩車道の区別のある道路の歩道上にあつては、2.5メートル以上)とすること。 (イ) 巻き付けるものにあつては、1.2メートル以上とすること。
	エ 表示・設置場所	交通信号機からの距離は、5メートル以上とすること。
	オ その他の表示方法	突出するものにあつては、次のいずれにも該当するものであること。 (ア) 設置の方向が歩車道の区別のある道路にあつては歩道側、その区別のない道路にあつては路肩側であること。 (イ) 電柱から垂直に0.15メートル以上離して上下端を塗装した帯鉄で取り付けるものであること。
(2) 街灯を利用するもの	ア 表示目的	商店街、自治会等が、商店街名、町名等を表示するためのものとすること。
	イ 表示面積	1方向の表示面の面積は0.2平方メートル以下とすること。
	ウ 数量	街灯1本につき、1個とすること。
	エ 下端の道路路面からの高さ	(ア) 突出するものにあつては、4.5メートル以上(歩車道の区別のある道路の歩道上にあつては、2.5メートル以上)とすること。 (イ) 巻き付けるものにあつては、1.2メートル以上とすること。
	オ 表示・設置場所	交通信号機からの距離は、5メートル以上とすること。
	カ その他の表示方法	同一商店街に表示し、又は設置するものにあつては、規格を統一すること。
(3) バス停留所標識を利用するもの	ア 表示面積	表示板の表示面の面積の3分の1以下とすること。
	イ 数量	標識1本につき、1個とすること。
	ウ その他の表示方法	車両の進行方向から展望できない面に表示すること。
(4) アーチを利用するもの(アーケード入口のアーチを)	ア 表示目的	商店街、自治会等が、商店街名、町名等を表示するためのものとすること。
	イ 下端の道路路面からの高さ	4.5メートル以上(歩車道の区別のある道路の歩道上にあつては、2.5メートル以上)とすること。

含む。)		
(5) アークードを利用するもの(一時的に表示し、又は設置するものを除く。)	ア 表示面積	1方向の表示面の面積は0.5平方メートル以下とすること。
	イ 数量	広告物等を表示し、又は設置しようとする者1人につき、1個とすること。
	ウ 下端の道路路面からの高さ	4.5メートル以上(歩車道の区別のある道路の歩道上にあっては、2.5メートル以上)とすること。
	エ その他の表示方法	同一商店街に表示し、又は設置するものにあつては、規格を統一すること。

5 大規模小売店舗等において自家用広告物等を掲出する場合の特例基準

(1) 要件

- ア 次のいずれかに係る自家用広告物等であること。
- (ア) 大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)に規定する大規模小売店舗
 - (イ) 消費生活協同組合法(昭和23年法律第200号)に基づく消費生活協同組合が設置する店舗のうち、一の建物であつて、その建物内の店舗面積の合計が500平方メートルを超えるもの
 - (ウ) 農業協同組合法(昭和22年法律第132号)に基づく農業協同組合が設置する店舗のうち、一の建物であつて、その建物内の店舗面積の合計が500平方メートルを超えるもの
 - (エ) (ア)から(ウ)までに掲げるもののほか、小売業(飲食店業を除くものとし、物品加工修理業を含む。)を行う店舗のうち、一の建物であつて、その建物内の店舗面積の合計が500平方メートルを超えるもの
 - (オ) 飲食店業を行う店舗のうち、一の建物であつて、その建物内の店舗面積の合計が1,000平方メートルを超えるもの
 - (カ) 駐車場法(昭和32年法律第106号)第2条第2号に規定する路外駐車場で自動車の駐車のために供する部分の面積が500平方メートル以上であるものを有する施設
- イ 設置しようとする自家用広告物等が、当該店舗等及び専らこれの用に供する自動車又は自転車の駐車場所(以下これらを「駐車場」という。)への円滑な誘導に特に必要と認められること。

(2) 表示面積の合計に係る特例基準

- ア 2 広告物等規制地域ごとの基準の表(1)ア(ア)、(4)ア(ア)又は(5)ア(ア)(商業系地域を除く。)の表示面積の合計を定める規定において、駐車場の場所を表示する広告物、駐車場への進入路及び退出路を表示誘導する広告物、駐車場の満車又は空車を表示する広告物、駐車場を管制するための広告物並びにこれらに類する広告物のうち、自己の名称、店名又は商標に係る表示部分の面積が当該表示部分の存する表示面の面積の4分の1以下であるもの(以下これらを「駐車場表示広告物等」という。)については、合計5平方メートル以内に限り、表示面積に算入しないことができる。
- イ 2 広告物等規制地域ごとの基準の表(2)ア(ア)、(5)ア(ア)(商業系地域に限る。)又は(6)ア(ア)の表示面積の合計を定める規定において、駐車場表示広告物等については、合計10平方メートル以内に限り、表示面積に算入しないことができる。

(3) 数量に係る特例基準

2 広告物等規制地域ごとの基準の表における数量を定める規定(置看板に係るものを除く。)

において、駐車場表示広告物等については、基数又は個数に算入しないことができる

(4) 大規模小売店舗等における特例基準

- (1)ア(ア)から(オ)までに掲げる店舗のうち、店舗の用に供する部分の面積が10,000平

方メートルを超えるものについては、景観アドバイザーの意見を聴いたうえで、敷地に接する道路(道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第1号に規定する道路をいう。)ごとに、2 広告物等規制地域ごとの基準の表に掲げる基準を算定することができる。

6 自動車に表示する広告物等の基準

種類	区分	基準
(1) 宣伝車	色彩等	消防自動車又は救急自動車と紛らわしくないものとする。
(2) 路線バス((3)を除く。)	ア 表示面積	側部にあつては1側部につき3平方メートル以下とし、後部にあつては1平方メートル以下とすること。
	イ 色彩	彩度が8を超える色を使用する場合においては、表示面の面積の2分の1以下とすること。
	ウ その他の表示方法	前部には、表示しないこと。
(3) ラッピングバス(印刷したフィルムを車体に貼り付ける方法により表示する路線バスをいう。)	ア 数量	1車体につき、1広告とすること。
	イ 色彩	彩度が8を超える色を使用する場合においては、表示面の面積の2分の1以下とすること。
	ウ その他の表示方法	a 前部、底部及び両側部の前方5分の1の部分には、表示しないこと。
		b 写真を使用する場合においては、表示面の面積の4分の1以下とすること。
		c 車両の設備と紛らわしくないものとする。
		d 文字数は過密にならないよう、必要最小限にすること。
		e 車窓上部に文字情報を表示しないこと。

別表第2(第7条関係)

条例第10条第1項第6号に掲げる許可を要しない広告物等の基準(公益上必要な施設又は物件に寄贈者名等を表示し、又は設置する広告物等に係る適用除外の基準)

区分	基準
1 表示面積	0.5平方メートル以下とし、かつ、表示方向から見た当該施設又は物件の外郭線内を1平面とみなした場合の当該平面の面積の20分の1以下とすること。
2 数量	1施設又は1物件につき、1枚(基)とすること。
3 色彩	(1) 各色相において最も彩度が高い色及び無彩色において明度が9を超える色は使用しないこと。 (2) Y(黄)、YR(橙)又はR(赤)の色相において彩度が10を超える色及びその他の色相において彩度が8を超える色を使用する場合においては、表示面の面積の30分の1以下とすること。 (3) Y(黄)、YR(橙)又はR(赤)の色相において彩度が6を超える色及びその他の色相において彩度が4を超える色((2)に掲げる色を除く。)を使用する場合においては、2色以下かつ表示面の面積の5分の1以下とすること。

別表第3(第7条関係)

条例第10条第2項第1号に掲げる許可を要しない広告物等の基準(自家用広告物等に係る適用除外の基準)

種別	区分	基準
1 山麓地域	(1) 表示面積の合計	1事業所等につき、5平方メートル以下とすること。
	(2) 数量	1事業所等につき、2枚(基、個)以下とすること。
	(3) その他の基準	別表第1 1 共通基準及び2 広告物等規制地域ごとの基準の表(1)(ア(イ)を除く。)に定める基準に適合していること。
2 住宅地域	(1) 表示面積の合計	1事業所等につき、5平方メートル以下とすること。
	(2) 数量	1事業所等につき、3枚(基、個)以下とすること。
	(3) その他の基準	別表第1 1 共通基準及び2 広告物等規制地域ごとの基準の表(2)(ア(イ)を除く。)に定める基準に適合していること。
3 複合地域	(1) 表示面積の合計	1事業所等につき、10平方メートル以下とすること。
	(2) 数量	1事業所等につき、3枚(基、個)以下とすること。
	(3) その他の基準	別表第1 1 共通基準及び2 広告物等規制地域ごとの基準の表(3)に定める基準に適合していること。
4 芦屋川特別地域	(1) 表示面積の合計	1事業所等につき、3平方メートル以下とすること。
	(2) 数量	1事業所等につき、3枚(基、個)以下とすること。
	(3) その他の基準	別表第1 1 共通基準及び2 広告物等規制地域ごとの基準の表(4)(ア(イ)を除く。)に定める基準に適合していること。
5 南芦屋浜特別地域	(1) 表示面積の合計	1事業所等につき、3平方メートル以下とすること。
	(2) 数量	1事業所等につき、3枚(基、個)以下とすること。
	(3) その他の基準	別表第1 1 共通基準及び2 広告物等規制地域ごとの基準の表(5)(ア(イ)を除く。)に定める基準に適合していること。
6 沿道沿岸特別地域	(1) 表示面積の合計	1事業所等につき、3平方メートル以下とすること。
	(2) 数量	1事業所等につき、3枚(基、個)以下とすること。
	(3) その他の基準	別表第1 1 共通基準及び2 広告物等規制地域ごとの基準の表(6)(ア(イ)を除く。)に定める基準に適合していること。
7 広告物誘導特別地域	(1) 表示面積の合計	1事業所等につき、5平方メートル以下とすること。
	(2) 数量	1事業所等につき、3枚(基、個)以下とすること。
	(3) その他の基準	別表第1 1 共通基準及び2 広告物等規制地域ごとの基準の表(7)に定める基準に適合していること。

別表第4(第7条関係)

条例第10条第2項第2号に掲げる許可を要しない広告物等の基準(管理用広告物等に係る適用除外の基準)

種別	区分	基準
1 山麓地域	(1) 表示面積	一団の土地又は一の建築物等につき、5平方メートル

	の合計	以下とすること。
	(2) 数量	一団の土地又は一の建築物等につき、2枚(基、個)以下とすること。
	(3) その他の基準	別表第1 1 共通基準及び2 広告物等規制地域ごとの基準の表(1)(ア(ア)及び(イ)を除く。)に定める基準に適合していること。
2 住宅地域	(1) 表示面積の合計	一団の土地又は一の建築物等につき、5平方メートル以下とすること。
	(2) 数量	一団の土地又は一の建築物等につき、3枚(基、個)以下とすること。
	(3) その他の基準	別表第1 1 共通基準及び2 広告物等規制地域ごとの基準の表(2)(ア(ア)及び(イ)を除く。)に定める基準に適合していること。
3 複合地域	(1) 表示面積の合計	一団の土地又は一の建築物等につき、10平方メートル以下とすること。
	(2) 数量	一団の土地又は一の建築物等につき、3枚(基、個)以下とすること。
	(3) その他の基準	別表第1 1 共通基準及び2 広告物等規制地域ごとの基準の表(3)に定める基準に適合していること。
4 芦屋川特別地域	(1) 表示面積の合計	一団の土地又は一の建築物等につき、3平方メートル以下とすること。
	(2) 数量	一団の土地又は一の建築物等につき、3枚(基、個)以下とすること。
	(3) その他の基準	別表第1 1 共通基準及び2 広告物等規制地域ごとの基準の表(4)(ア(ア)及び(イ)を除く。)に定める基準に適合していること。
5 南芦屋浜特別地域	(1) 表示面積の合計	一団の土地又は一の建築物等につき、3平方メートル以下とすること。
	(2) 数量	一団の土地又は一の建築物等につき、3枚(基、個)以下とすること。
	(3) その他の基準	別表第1 1 共通基準及び2 広告物等規制地域ごとの基準の表(5)(ア(ア)及び(イ)を除く。)に定める基準に適合していること。
6 沿道沿岸特別地域	(1) 表示面積の合計	一団の土地又は一の建築物等につき、3平方メートル以下とすること。
	(2) 数量	一団の土地又は一の建築物等につき、3枚(基、個)以下とすること。
	(3) その他の基準	別表第1 1 共通基準及び2 広告物等規制地域ごとの基準の表(6)(ア(ア)及び(イ)を除く。)に定める基準に適合していること。
7 広告物誘導特別地域	(1) 表示面積の合計	一団の土地又は一の建築物等につき、5平方メートル以下とすること。
	(2) 数量	一団の土地又は一の建築物等につき、3枚(基、個)以下とすること。
	(3) その他の基準	別表第1 1 共通基準及び2 広告物等規制地域ごとの基準の表(7)に定める基準に適合していること。

別表第5(第7条関係)

条例第10条第2項第4号に掲げる許可を要しない広告物等の基準(講演会等会場の敷地内の広告物等に係る適用除外の基準)

区分	基準
1 表示面積	10平方メートル以下とすること。
2 上端の地上からの高さ	5メートル以下とすること。
3 表示・設置場所	(1) 会場の敷地(会場が公園、緑地、運動場等の敷地内である場合は、これらの敷地を含む。)内に表示し、又は設置すること。 (2) 広告旗は、道路の路肩から5メートル以内の場所に表示し、又は設置しないこと。
4 その他の表示方法	(1) 催物の名称、開催期日、開催内容、主催者名等当該催物の案内に必要な事項を表示すること。 (2) 表示し、又は設置する期間を当該催物が開催される日の14日前から当該催物が終了する日までとすること。
5 色彩	(1) 各色相において最も彩度が高い色及び無彩色において明度が9を超える色は使用しないこと。 (2) Y(黄)、YR(橙)又はR(赤)の色相において彩度が10を超える色及びその他の色相において彩度が8を超える色を使用する場合においては、表示面の面積の30分の1以下とすること。 (3) Y(黄)、YR(橙)又はR(赤)の色相において彩度が6を超える色及びその他の色相において彩度が4を超える色((2)に掲げる色を除く。)を使用する場合においては、2色以下かつ表示面の面積の5分の1以下とすること。

別表第6(第7条関係)

条例第10条第3項第1号に掲げる許可を要しない広告物等の基準(禁止物件の自家用広告物等に係る適用除外の基準)

区分	基準
1 表示面積	5平方メートル以下とすること。
2 数量	1物件につき、1枚(基)とすること。
3 表示・設置場所	(1) 複合地域及び広告物誘導特別地域以外の地域においては、石垣、擁壁その他これらに類するものに表示し、又は設置しないこと。 (2) 物件の外郭線から突出させないこと。
4 色彩	(1) 各色相において最も彩度が高い色及び無彩色において明度が9を超える色は使用しないこと。 (2) Y(黄)、YR(橙)又はR(赤)の色相において彩度が10を超える色及びその他の色相において彩度が8を超える色を使用する場合においては、表示面の面積の30分の1以下とすること。 (3) Y(黄)、YR(橙)又はR(赤)の色相において彩度が6を超える色及びその他の色相において彩度が4を超える色((2)に掲げる色を除く。)を使用する場合においては、2色以下かつ表示面の面積の5分の1以下とすること。

標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成28年7月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日

ID: 323

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 まちづくり課

処分の概要	変更等の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市屋外広告物条例 第15条第1項及び第2項		
例 規 番 号	平成27年条例第54号		
【根拠条文】 (変更等の許可) 第15条 第6条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る広告物の内容に変更を加え、又は広告物等を改造し、若しくは移転しようとするとき(規則で定める軽微な変更又は改造をしようとするときを除く。)は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。 2 第6条第1項又は前項の許可を受けた者は、当該許可の期間満了後引き続き広告物等を表示し、又は設置しようとするときは、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。 3 第6条第2項及び第3項並びに第12条から前条までの規定は、前2項の許可について準用する。 【基準】 根拠条文及び芦屋市屋外広告物条例施行規則第12条の規定による。 (許可を要しない軽微な変更等) 第12条 条例第15条第1項の規則で定める軽微な変更又は改造は、次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1) 広告物等の形状、材料、構造、色彩、意匠及び表示面積の変更を伴わない修繕、補強又は塗装替え (2) 広告物を掲出する物件に、許可の期間の範囲内で行う同一業務に関する広告物の取替え			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 7 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日